

令和 5 年 9 月 8 日
水 産 庁

令和 5 管理年度における捕鯨業の 漁獲可能量（TAC）配分数量の期中改訂について

令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の捕鯨業におけるニタリクジラの TAC 配分数量を以下のとおり改訂します。

○ニタリクジラ

TAC 配分数量（母船式） 187 頭（参考：改訂前 150 頭）

※今回の TAC 配分数量の改訂は、水産庁留保分からの追加配分に基づくものです。

改訂後の令和 5 管理年度のニタリクジラの TAC 配分数量（頭）

	捕獲可能量 ※1	漁獲可能量 （TAC） ※2	TAC 配分数量		水産庁 留保分 ※3	混獲数
改訂後 （9月8日付け）	187	187	母船	187	0	0
（参考） 改訂前	187	150	母船	150	37	0

※1：捕獲可能量は IWC で採択された算出方式により算出（令和 4 管理年度と同数）。

※2：令和 4 年から、改正漁業法に基づき、TAC による管理に移行。

※3：水産庁留保分は母船式と基地式の調整分であり、改訂前のニタリクジラの配分数量 150 頭は TAC（187 頭）から水産庁留保分（37 頭）を引いた値。